

京都市消防局訓令乙第16号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防震災警防規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 震災警戒警防態勢 気象庁が東海地震注意情報及び東海地震予知情報を発令し、その通知があった場合に敷く特別な警防態勢をいう。

第25条第2項中「警防司令隊」を「本部指揮救助隊」に改める。

第53条の表中「判定会の招集について通知があった」を「東海地震注意情報が発令され、その通知を受けた」に、「警戒宣言の発令について通知があった」を「東海地震予知情報が発令され、その通知を受けた」に改める。

第54条第1項中「警戒宣言」の右に「(大規模地震対策特別措置法第2条第13号に掲げる警戒宣言をいう。以下同じ。)」を加える。

第59条第3号中「警戒宣言」を「東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)